

2024年4月22日

〒460-0003

愛知県名古屋市中区

錦一丁目10番1号（MIテラス名古屋伏見）

日邦産業株式会社

代表取締役社長 岩佐 恭知様

Cc：同取締役会 御中

株主提案書

Global ESG Strategy（以下「我々」といいます。）は、日邦産業株式会社（以下「当社」といいます。）の総株主の議決権の100分の1以上の議決権又は300個以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主として、会社法第303条第2項に基づき、2024年6月開催予定の当社第73期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）につき、下記第1に記載する議題（以下「本議題」といいます。）を株主総会の目的とすることを提案するとともに、本議題について、下記第2に記載する議案（以下「本議案」といいます。）を提出し、同法第305条第1項、同法第325条の3第1項第4号及び同法第325条の4第4項並びに会社法施行規則第93条に基づき、本議案の要領を株主に通知することを請求いたします。

第1 提案する議題

議題1：剰余金処分の件

議題2：定款の一部変更の件（剰余金の配当方針について）

議題3：買収防衛策の廃止の件

議題4：定款の一部変更の件（取締役による株主との面談対応について）

第2 議案の要領及び提案の理由等

1. 議題1：剰余金処分の件

(1) 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本株主総会において当社取締役会又は我々以外の当社株主が剰余金の処分の件を提案する場合には、それら提案とは独立して追加で提案するものとする。

(ア) 配当財産の種類

金銭

(イ) 一株当たり配当額

金 163 円から、本株主総会において当社取締役会又は我々以外の当社株主が提出し、かつ可決の決議がされた剰余金の処分に関する議案に係る普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本株主総会において当社取締役会が剰余金の処分に関する議案を提出しない場合には金 163 円）

(ウ) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2024年3月31日現在の当社発行済株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

(エ) 剰余金の配当が効力を生じる日

本株主総会の日

(2) 提案の理由

当社は、本年3月に中期経営計画¹を改定し、人的資本投資と成長投資を60億円とし、配当性向50%に引き上げつつ継続的に増配する計画を公表しています。当社はそれ以前は約29億円のネットキャッシュ²を有しながら、我々に対しネットキャッシュであることが当社の最適な資本構成だと考えていると強弁していたところ、多少ネットデットになる資金計画を公表したことは一定の評価に値します。

それでも当社は引き続き大幅な財務余力を維持することとなり、十分に効率的な資金計画とはいえません。東証の要請する「バランスシートをベースとする資本コスト

¹ 2024年3月25日付「中期経営計画2025」<https://www.nip.co.jp/ir/assets/cyukei2025.pdf>

² ネットキャッシュは2023年12月末時点の連結ベースの数字

トや資本収益性を意識した経営」³からも未だ乖離しており、現時点で十分な投資計画が示されない以上、大胆な株主還元として純資産配当率（DOE）10%の配当を提案します。DOE10%、配当利回り3%と想定した場合、当社株価は約5,450円（現在株価の約3倍）まで上昇することが見込まれます。

2. 議題2 定款の一部変更の件（剰余金の配当方針について）

(1) 議案の要領

現行の定款「第6章 計算」の章に、第35条として、以下の条文を新設し、現行定款第35条以降の条数を各々1条ずつ繰り下げる。

なお、本株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（剰余金の配当方針）

第35条 当社は、2024年度及び2025年度において、剰余金の年間配当額の決定に際し、配当性向（配当総額÷当期純利益（連結財務諸表数値）により算出する。）100%又は純資産配当率（DOE、Dividend-on-Equity。「配当総額÷純資産合計（連結財務諸表数値）」により算出する。）10%のどちらか高い方を満たす年間配当額とする配当方針を採用し、法令上許容される限り、当該配当方針に従って年間配当額を決定する。

(2) 提案の理由

当社は改定中計において、投資計画と株主還元が改善が見られるものの、依然過度に資金を留保しており不十分です。我々は2023年度の期末配当のDOE10%の配当に加え、過度な内部留保資金の株主還元のための一時的な手当てとして、2025年度までの期間、同水準の配当を維持すること、並びに配当性向及びDOEを配当決定方針に加えることを提案します。

本提案の配当方針による財務インパクトを、当社改定中計の売上・利益計画、減価償却費と同額の設備投資を行う等の保守的な前提条件で合理的に検証したところ、2025年度末でネットD/Eレシオ0.2倍、ネットデット/EBITDA0.9倍、純資産比率47%となりました。当社は我々に、ネットデット/EBITDAの4～5倍は銀行から資金借入可能との見解を示す等しており、本提案によっても当社の財務健全性を損なわず、引き続き大幅な財務余力を有することは明らかです。

³ 「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」1頁 <https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/jr4eth0000004vj2-att/jr4eth0000004w6n.pdf>

当社の配当方針を採用した場合の財務指標の推移予測 ⁴	2023年度	2024年度	2025年度
一株当たり配当金（円）	74	76	78
配当性向	50.3%	50.0%	50.0%
DOE	4.6%	4.5%	4.4%
ネットキャッシュ（百万円）	1,112	(178)	(1,449)
ネットD/E	(0.08)	0.01	0.09
ネットデット/EBITDA	(0.36)	0.06	0.45
純資産比率	51.6%	52.2%	52.7%

本提案の配当方針を採用した場合の財務指標の推移予測 ⁴	2023年度	2024年度	2025年度
一株当たり配当金（円）	163	162	161
配当性向	110.8%	106.6%	103.2%
DOE	10.0%	10.0%	10.0%
ネットキャッシュ（百万円）	1,112	(988)	(3,043)
ネットD/E	(0.08)	0.07	0.21
ネットデット/EBITDA	(0.36)	0.31	0.94
純資産比率	51.6%	49.4%	47.5%

3. 議題3：買収防衛策廃止の件

(1) 議案の要領

2019年4月23日開催の当社取締役会に基づき導入、第68期定時株主総会決議に基づき継続され、直近では2023年5月19日開催の当社取締役会及び第72期定時株主総会に基づき継続された当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を廃止する。

(2) 提案の理由

株式の大量取得行為に関する法規制やコーポレートガバナンス・コード⁵の発展及び浸透、企業買収における行動指針⁶、買収後の企業の発展を志向した買収の主流化などの変化に伴い、買収防衛策の意義はいまや失われ、買収防衛策を導入する企業は減少しています。

⁴ 売上高については当社の中期経営計画目標を均一な成長率で達成するものと仮定して試算し、当期純利益については法人税率30%を仮定して試算。EBITDAについては減価償却費が2022年度と同額と仮定して試算。2023年度のネットキャッシュ及び純資産については、同期において減価償却費と同額の設備投資を行うと仮定した上で、当期純利益会社予想から2023年12月末実績の3四半期累計純利益を差し引き計算。それ以降の各期のネットキャッシュ及び純資産は、每期減価償却費と同額の設備投資を行うと仮定した上で、一期前純資産に当期純利益から配当額を差し引いた金額を加算して計算し、さらに中期経営計画に基づき2023年度に31億円の新規有利子負債調達、2023年度以降2025年度まで20億円ずつ成長投資を行ったと仮定して算出。純資産比率は総資産額が売上高に比例するものとして算出

⁵ コーポレートガバナンス・コード原則1-5「経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。」

⁶ 経済産業省「企業買収における行動指針-企業価値の向上と株主利益の確保に向けて-」2023年8月31日 https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/kosei_baishu/pdf/20230831_2.pdf

当社では、2009年に会社は株主のものであるとの「資本主義の原則に立ち返」ることを謳い⁷、同種のプランを廃止したにも関わらず、10年後、特定の株主による買付を受け、有事を理由として取締役会の決議に基づき、買収防衛策を「再導入」したものであり、極めて前時代的と言わざるを得ません。特定の株主による影響力の増加が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの判断は、株主自身に委ねられるべきです。当社の買収防衛策は、当社の株主総会において廃止の決議をすることが出来ることを前提としています⁸。当該定めに従い、当社の買収防衛策の廃止を提案します。

4. 議題4 定款の一部変更の件（取締役による株主との面談対応について）

(1) 議案の要領

現行の定款「第4章 取締役および取締役会」の章に、第29条として、以下の条文を新設し、現行定款第29条以降の条数を各々1条ずつ繰り下げる。なお、本株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（取締役による株主との面談対応）

第29条 当社の取締役は、当社の3%以上の議決権を有する株主又は当該株主が保有する当社の株式につき投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、当社の株式に投資をするのに必要な権限を有する者（以下「運用者」という。）から個別面談の要請があった場合、20営業日以内に個別面談に応じる。ただし、やむを得ない理由により当該期間内の個別面談ができない場合には、5営業日以内に面談を要請した株主又は運用者にその旨を通知の上、対応可能な個別面談の日時を別途設定する。個別面談要請があった場合の面談の回数については、株主又は運用者当り、取締役（監査等委員であるものを除く。）については四半期に1回以上、監査等委員である取締役については年に1回以上応じるものとする。

(2) 提案の理由

我々は、本株主総会に先立ち、当社に対し全取締役との個別面談を重ねて申し入れましたが、一部の取締役との個別面談と集団面談の対応がされたのみでした。コーポレートガバナンス・コードは、上場会社は企業価値向上のため株主総会の場以外において、株主との間で建設的な対話を行うべきとしています⁹。また、株主平等原則は、合理的な範囲で保有株式数に応じて取り扱いの差異を設けることを許容しており、企業価値向上の観点から対話を実施するにあたり、大株主との個別面談を妨げるものではありません。定款において、取締役による大株主との個別面談応答の義務を明記しこれを実施することは、株主との建設的対話が促進されることを通

⁷ 平成21年5月15日付「当社株式等の大規模買付行に関する対応方針（買収防衛策）の非継続について」

⁸ 当社買収防衛策 2.本プランの内容 (3)本プランの有効期間、廃止及び変更

⁹ コーポレートガバナンス・コード、基本原則5

じて当社の企業価値向上に資するのみならず、当社の経営陣の透明性、開かれた態度を表すものとして画期的であり、当社が他の上場企業の先駆的存在であると内外に示すことは、市場による当社株価の評価にもつながります。

以上